

国土交通省北海道開発局函館開発建設部は、令和8年7月7日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、「函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和8年8月3日

北海道開発局函館開発建設部長 加納 民雄

函館開発建設部管内 道路照明施設整備等 P F I 事業

特定事業の選定について

1. 事業概要

函館開発建設部管内 道路照明施設整備等 P F I 事業（以下「本事業」という。）は、実施方針別紙 1 「事業対象位置図」に示す事業対象区域に存する道路照明（以下「本施設」という。）について、L E D道路照明の設計・施設更新並びに既存道路照明を含めた施設維持修繕を P F I 法に基づき包括的に実施するものである。

（１）事業名称

函館開発建設部管内 道路照明施設整備等 P F I 事業

（２）事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

一般国道 5 号、一般国道 37 号、一般国道 227 号、一般国道 228 号、
一般国道 229 号、一般国道 230 号、一般国道 277 号、一般国道 278 号、
一般国道 279 号、函館・江差自動車道、函館新道、函館新外環状道路

② 種類

道路附属物（道路照明）

（３）公共施設等の管理者等

国土交通大臣 金子 恭之

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 北海道開発局函館開発建設部長
加納 民雄）

（４）事業目的

本事業は、令和 7 年 2 月 18 日に閣議決定された『政府実行計画』における『政府全体の L E D 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする』に向けて、函館開発建設部管内の道路照明の未 L E D 化道路照明を L E D 道路照明に施設更新を行うとともに、事業期間中の道路照明の施設維持修繕を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

(5) 事業対象区域の概要

- ・ 事業場所：北海道函館市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二海郡八雲町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、檜山郡厚沢部町、爾志郡乙部町、瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町
- ・ 整備延長：約 732.5 k m
区間内の道路照明 9,480 灯
(更新対象照明 4,976 灯、既設 LED 道路照明 4,504 灯)

(6) 事業内容

事業者は、本事業に関して、以下の業務を行う。

- ① 設計業務
 - ア 道路照明施設設計業務
- ② 施設更新業務
 - ア 事前調査業務
 - イ LED道路照明灯具等の選定・調達業務
 - ウ LED道路照明灯具への更新業務
 - エ 撤去した既存照明灯具の収集運搬・処分業務
 - オ 道路照明台帳更新業務
 - カ 電気需給契約に関する資料の作成業務
 - キ 所有権移転業務
- ③ 工事監理業務
 - ア 工事監理業務
- ④ 施設維持修繕業務
 - ア 巡回業務
 - イ 道路照明施設維持修繕業務
 - ウ 道路照明台帳更新・管理業務

(7) 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（O（Operate）＋B T O（Build－Transfer－Operate）方式）で実施する。

事業者は、事業対象区域において、事業契約締結後直ちに本施設の既設LED道路照明の施設維持修繕業務を行う（O方式）とともに、事業期間中に未LED道路照明を新設LED道路照明に更新する工事を行い、整備完了後に当該新設LED道路照明の所有権を国に移転する。その後、事業者は、事業期間が満了するまで、本施設の施設維持修繕業務を行う（B T O方式）こととする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、函館開発建設部と事業者との間で締結する事業契約の締結日から令和23年3月末までの期間（約14年間）とする。

(9) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結	令和9年3月頃
新設LED道路照明の引渡し	令和13年3月頃
事業完了	令和23年3月末

(10) 事業費の支払い

特定事業を実施する事業者への支払は以下のとおりである。

① 設計業務、施設更新業務及び工事監理業務に係る対価

函館開発建設部は、未LED道路照明の設計業務、施設更新業務及び工事監理業務に係る対価について、施設更新業務期間中、令和9年度から令和12年度末までの間、年度毎の出来高の一部を支払う。ただし、残額分については、新設LED道路照明全ての国への所有権移転後、令和13年度から令和22年度末までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により年1回支払う。

② 施設維持修繕業務に係る対価

函館開発建設部は、本施設の施設維持修繕業務に係る対価について、事業契約に従い事業契約書に定める額を支払う。

なお、施設維持修繕業務のうち定常的な業務（巡回業務、道路照明台帳更新・管理業務）に係る対価については、事業期間中にわたって支払う予定であり、非定常的な業務（道路照明施設維持修繕業務）に係る対価については、毎年度末における当該年度の実績に基づき設計変更（精算）する予定である。

なお、事業費の支払いの詳細については、入札公告時に示す。

2. P F I 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

本事業について、函館開発建設部が直接実施する場合とP F I 事業として実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は函館開発建設部が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、函館開発建設部が直接事業を実施する場合とP F I 事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、P F I 事業で実施する場合は、函館開発建設部が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、9.8%のV F Mが見込まれる結果となった。

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業をP F I 事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

① 設計、施設更新、施設維持修繕の包括化により施工計画を最適化

函館開発建設部管内の道路照明を対象とした設計、施設更新、施設維持修繕を包括発注することにより、各業務が連携し効率的かつ柔軟な施工が可能となり、早期L E D化の達成が期待できる。さらに、早期L E D化に伴い電気料金の削減が可能となる。

② 確実な実施体制により安全な通行を確保

施設更新と施設維持修繕の確実な実施体制が構築されることにより、道路照明の不点灯や損傷等を早期に解消するとともに、支障発生時の保全対策を強化することで、安全な通行を確保することができる。

③ 高品質な道路照明灯具による環境負荷の低減

函館開発建設部管内の道路照明を対象とした大規模包括発注により、設計とL E D道路照明灯具の選定・調達の連携が可能となり、消費電力の低減や長寿命化を実現する高品質な道路照明灯具の提案が期待できる。これにより、電力使用量や更新頻度の低減を通じて、ライフサイクルコスト及び環境負荷の低減を図ることができる。

④ 民間資金等の活用による財政負担の平準化

本事業をP F I 事業として実施することで、施設更新及び施設維持修繕などに要する費用を、サービスの対価として毎年定額支払うことから、財政支出を平準化することが可能となる。

⑤ リスク分担の明確化による安定した事業実施

発生が想定されるリスクについて函館開発建設部と事業者間の責任分担を明確化し、事業マネジメントにノウハウがある事業者に最大限の努力が可能な範囲でリスクを移転することにより、リスク管理の最適化が図られ、非常時における適切かつ迅速な対応が可能となるとともに、リスクの顕在化の予防に資することが想定され、事業目的の円滑な遂行や安定した道路照明に関する事業の実施が期待できる。

(3) P F I 事業として実施することの総合評価

以上のことから、本事業は、P F I 事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、このことは、実施方針公表後の事業者への意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。このため、本事業をP F I 法第7条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

別紙 定量的評価の根拠

1. P S CとP F I－L C CとV F Mの値		
項目	値	備考
①P S C（現在価値ベース）	（非公表）	・ その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため、非公表とする。
②P F I－L C C（現在価値ベース）	（非公表）	
③V F M（金額）	（非公表）	
④V F M（割合）	9. 8 %	

2. V F M検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 （公表しない場合はその理由）
①割引率	1. 0 %	・ 「V F M（Value For Money）に関するガイドライン」を踏まえ設定した。
②物価上昇率	－	・ 物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。

3. 事業費などの算出方法			
項目	P S Cの費用の項目	P F I－L C Cの費用の項目	算出根拠
①施設更新にかかる費用の算出方法	・ 設計費 ・ 灯具調達・更新費 ・ 工事監理費	・ 設計費 ・ 灯具調達・更新費 ・ 工事監理費 ・ 事業者の開業に伴う費用 ・ 融資組成に伴う費用 ・ 建中金利	・ P S Cの各経費については、分割発注を想定した官側での積算結果を基に算定した。 ・ P F I－L C Cの各経費については、一括発注を想定した官側での積算結果を基に算定した。
②施設維持修繕にかかる費用の算出方法	・ 巡回費	・ 巡回費	・ P S Cの各経費については、分割発注を想定した官側での積算結果を基に算定した。 ・ P F I－L C Cの各経費については、一括発注を想定した官側での積算結果を基に算定した。
③資金調達にかかる費用の算出方法		・ 施設更新業務に係る費用の長期借入による発生金利分を割賦手数料として計上	・ 資金調達条件については、過去のP F I事業の実績等を参考に、近時の金融市況を基に設定した。
④その他の費用	・ 電気料金	・ P F I事業実施に係る公共側の費用 ・ 契約日以降の事業者の運営費 ・ 事業者の税引前利益 ・ 電気料金	・ P S Cの電気料金については、従来方式での事業期間を基に算定した。 ・ P F I－L C Cは、事業者の運営費等を計上、電気料金はP F I方式での事業期間を基に算定した。